

## 展 望

## 最近の欧州の鉄鋼情勢とその展望\*

三 井 太 倍\*\*

## General Outlook of European Iron and Steel Industry

Takitsu MITSUI

## 1. 一 般 市 況

本稿は 1971 年 2 月初旬脱稿したものである。市況は刻々と変わるので、本稿が読者の眼に入るときは大分情勢が変わっているかもしれない。さて本年に入つて欧州の鉄鋼業の景気は一種の曇天状態にある。表 1 に示すように、全体としての生産は昨年は一昨年と大体同じレベルにあるが、一昨年は上期から下期にかけて漸増し、昨年はその逆の形になつていたので、本年頭初の生産水準は昨年頭初より低くなつており、この傾向は今年の春まででは変化あるまいというのが定説である。曇天状態といつても雲の濃淡に多少の相異があり、西独上空はやや濃く、西南に向かつて薄くなり、伊まで行くと晴れたり降つたりで予報しがたいという状態と言える。西独では在庫調整はまだ終わつておらず、20% 操短が続いているが、一方原料賃金のコスト・アップが著しく昨年下半年だけで鋼材 t 当たり 100 DM (1DM は 98.36 円) 上つた

由であり、鋼材値上げでこの中の 60~70% はカバーしたが他は吸収しようがなく経理は著しく圧迫されているようである。春までに景気回復がないと一種の危機が来ると言う人もある。

主要な鉄鋼消費産業もコスト・プッシュと金融引緊めの狭撃で上昇力をとみに失つてきているようである。ベネルックスは西独より空気は明るく、平延べ鋼材の在庫調整は終わつたが、条鋼はまだ 1~2 カ月かかるという段階であるが、オランダの Hoogovens 社のみは依然好収益を続けており、何か独走の感を受ける。近代化された臨海製鉄所の強みと、他に抱束されない一匹狼的な商法の賜というのが公平な判断であろう。仏の市況はさらに明るい。消費産業も自動車をはじめとして順調に伸びているが、これは昨年のフラン切下げの好影響が出てきているというのが一般の見方である。しかし西独が鼻風邪を引くと仏は半年たつて感冒にかかるといわれているので、仏鉄鋼業者も自信満々というわけではない。以上の

第 1 表 欧州諸国 1969-70 粗鋼生産量

出所, IISI, 1969 確報 70 速報 単位-1000 Mt

国 名	1969					1970				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	年 間	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	年 間
ベ ル ギ ー	3 114	3 237	3 089	3 393	12 832	3 034	3 444	3 131	2 999	12 606
フ ラ ン ス	5 831	5 851	4 844	5 987	22 511	6 274	6 217	5 238	6 011	23 768
西 独	11 068	11 036	11 555	11 656	45 316	11 585	11 683	11 602	10 172	45 042
イ タ リ ー	4 500	4 574	3 999	3 355	16 428	4 309	4 574	4 315	4 070	17 268
ルクセンブルグ	1 341	1 350	1 404	1 427	5 521	1 424	1 440	1 352	1 267	5 462
オ ラ ン ダ	1 129	1 141	1 165	1 272	4 712	1 274	1 286	1 227	1 234	5 021
共 同 体 計	26 981	27 189	26 054	27 090	107 318	27 927	23 643	26 865	25 733	109 167
英 国	7 144	7 445	5 815	6 742	26 845	7 110	7 180	7 016	7 024	28 330
ス エ ー デ ン	1 443	1 303	1 103	1 462	5 323	1 470	1 350	1 217	1 446	5 484
ス ペ イ ン	1 284	1 462	1 462	1 599	5 813	1 719	1 908	1 712	1 902	7 246
オ ー ス ト リ ー	979	1 015	1 020	972	3 926	1 000	1 039	1 042	1 000	4 079

備考 1) 各期は 1000 Mt 以下の四捨五入を行なつた。したがつて年間数字と期の合計が一致しないときは後者を真とする。  
2) 英とスウェーデンは週を生産統計の単位時間としているため数字的に多少誤差の生ずる点に注意。

\* 昭和46年2月15日受付 (依頼展望) \*\* 国際鉄鋼協会事務局次長

諸国で今度の景気下降で特に見立つことは、生産調整、価格維持という市況対策が過去の例に比べるとはるかによく守られていることである。原料労賃の上昇という非可逆的なコスト・アップとすでに着工している設備投資という二重の経理上の負担によつて、退路は断たれているという経営者層の強い認識からであろうが、西独の4つの共販機構 (Kontor) が市場秩序維持に大きく寄与していることも認めるべきであろう。伊の情勢は一昨年秋の労働争議というより寧ろ社会全般の動揺と混乱がまだ後を引いており、昨年の生産は一昨年より好転はしているが、一昨年の激減と比べての話であるから、決して芳しい実績とは言えない。一昨年に比し労賃は30%近く上昇している上生産性は逆に下つているので、Finsiderをはじめとして鉄鋼会社の経理は著しく悪化している模様である。特に北伊の工業地帯の労働情勢は全く不安定で怠業が多く、好転する徴候はまだない。今年中また何か一騒動起こりそうである。英は市況そのものは悪くなく市況対策のため操短する必要はまだない。しかし相次ぐ山猫ストが結果的には操短の働きをしている上、消費産業の方にも結構ストが多いので需給は不安定な均衡を続けているわけである。その上鉄鋼価格については政府との間がなかなかスムーズに行かず、保守党の天下になつてもこの点はあまり改善されていないので、伊と同様1969~70年のブームに全く乗り遅れた形である。さらに頭痛の種子は英の主要消費産業である造船、自動車、重機械業界の営業成績ははなはだ不振で、一種の地盤沈下の現象を起こしており、(2月4日日本稿を書き続けている間に英の工業界の象徴とも言うべきロールス・ロイス社倒産の報に接した)これに加えて昨年末から労賃のコストプッシュがにわかに著しくなつてきている。伊が慢性政治貧困症で貧血に見舞われているのに対し、英は慢性政治過多症で動脈硬化に悩んでいると形容できよう。

以上のように見てくると、欧州の(同時に自由世界の)鉄鋼の好景気は1968年10月の当協会のロス・アンゼルス大会頃から始まり、一昨年10月の東京大会で最高潮に達し、昨年10月のパリ大会で一応終わったと言える。今年10月予定のトロント大会は米国の鉄鋼大ストライキの終わる直後と時期的に一致する公算が大きいのがこれが次の好況の皮切りとなるかどうかの公算については、占い師に聞いて見るほかはあるまい。

今度の景気下降の原因は金融引締めと過剰在庫の結果だとエコノミストは割切つて観ているようであるが、素人的見方かもしれぬがインフレーションの叫びに人々が期せずして一様にノイローゼ気味となり、何事により引込思案に陥つた結果が鉄鋼業に特に強く響いたのではな

からうか、と筆者は感じている。したがつてインフレは続行してもこのノイローゼさえ直れば景気は回復するのではなからうか。米国の鉄鋼ストが長期化した場合、これがノイローゼの特効薬として働くことをひそかに願つている人が欧州には多い。

## 2. 原料問題—特に粘結炭について—

欧州も昨年は原料問題が鉄鋼業界の大きな課題であつたが、年末に向かつて落着きを取戻した。しかし短期的には問題は曲りなりに片付いたが長期的問題となると正直のところほとんど解決されていない。しかし屑鉄と鉄鉱石は比較的の問題が簡単である。まず屑鉄であるが欧州では英も含めて北伊の電炉業者群を別にすると大体自給自足である。この北伊の電炉業者の生産は鋼材市況の如何で著しく変動するので屑鉄市況はその起こす波瀾を時々被り、時には全欧に波紋が及ぶことがあるが、波はアルプスを越えると急に弱まるので被害は少ない。ただ長期的にはいわゆるミニ・ミル (Mini-mill) との関係で構造的変化が起こるかもしれないが、これについては後述する。

鉄鉱石については欧州全体の海外鉱石への依存度は遂次上つてきており、これに応じて仏、独、英の国内鉱山はその規模を縮少しつづけている。多分仏のミネット鉱山以外の域内鉱山は今世紀中には大方閉山されるのではあるまいか。しかし各国とも非常に綿密な要員計画で閉山を行なつていたので、閉山自体が大きな社会不安を起こす心配はないようである。しかしこの傾向が一方で鉄鋼業の立地条件に大きな変化を及ぼしていることは、読者もよくご承知のことであるので、ここで詳しく解説する要はないと思う。この点で目下苦しい立場にあるのは、西独ではパイネザルツギッター (Peine-Salzgitter) 工場群と、ザールの工場群、白ではリエージュとシャルロワの工場群である。ミネット鉱床に依存するロレーヌ、ルクセンブルグの工場群は鉱山の近接性という点で上記三群に対してはるかに有利の立場にあり、製品を条鋼類に集中する限り今後も競争力を維持できるというのが識者の定説である。現に合理化はこの方向に着々進められている。ルール工場群も鉄鉱石輸入という点から海岸工場に比べて不利とはなつてはいるが、これは致命的に不利とは言えず、ルール立地の三大会社 (ティツセン、クルップ、マンネスマン) が共同投資でロッテルダルに造つた鉱石埠頭は15万tまでの鉱石船を横付けにでき、年間11百万tの荷揚化力と1.7百万tの貯鉱能力を有し、これが昨年11月末本格操業に入つたので、海外鉱石取得の条件は大分改善されることになる。英とポー

ト・タルボット港の鉱石埠頭が完成し、一方ティーズ (Tees) 河口の港湾の改修が進み、イミングハム (Immingham) 港の建設が本決定となつたので、漸次鉱石輸入条件は向上するであろう。ダンケルク (Dunkerque) 港も 12 万 t 鉱石船が 2 年後は入港できるようになる予定である。白のシドマル (Sidmar) 工場は昨年 6 万 t クラスの船までは運河で北海と結ばれた。このような趨勢を見ると欧州も日本式の大鉱山—大鉱石船—大航海—大製鉄所といういわゆる大艦巨砲主義にまつようになるのは遠い将来ではなく、日本の鉱石供給源との接触は遂次濃化して行こう。欧州の輸入ソースは依然スウェーデン鉱がベースとなりこれに西アフリカ(特にライベリヤ)、カナダ、ブラジルが加わる大西洋鉱石圏を主体とする。この中スウェーデン以外はいずれも鉱山側は積極的な増産計画を持っているので、量的に見て欧州の需給を賄つて余りあるため、欧州の鉱石輸入の構造には今後も大きな変化はあるまい。しかし毎年西独ルール鉄鋼界を代表するローシュトフハンデル社 (Rohstoffhandel) 社とスウェーデン鉱石の一手販売先であるマルムエクスポート (Malmsjöexport) 社の間でスウェーデン鉱の価格と量が決定され、これをベースして各国は諸鉱山の年間契約を結ぶという従来の商慣習は、スウェーデン鉱石以外は遂次ある程度の海外投資を含む長期契約方式に切替えられるのではないかと思われる。しかし欧州共同体本部が盛んに唱えている 6 カ国共同の買付契約という所までは進みそうもない。もう一つ最近になつて極めて注目すべき傾向が明らかになつてきた。これは欧州に限つたことではないが、現在原油供給に関して起こつている低開発原料生産国の団結による価格面への圧力の問題である。幸に鉄鉱石はスウェーデン、カナダ、濠州など高開発国の供給比重が大きいので、原油、銅鉱石、ウラン鉱石などと異なり需要国の立場は比較的楽であるが、今度のテヘラン折衝においても原油輸出価格はこれで取得される外貨の購買力にリンクされるべきであるという原則が確立されると、この原則はいろいろの形で鉄鉱石の今後の価格交渉に波及してくる恐れがある。

さて粘結炭の問題になると欧州の情勢は誠に複雑な内容を帯びてくるので、多少立入つて説明したい。読者もご承知のごとく昨年は欧州におけるコークスの不足が著しくなつた年であるが、これは鉄鋼生産の急速の伸びで粘結炭の供給が手詰りとなつたばかりでなく、コークスの製造能力が不足しており、更に厳冬のため家庭暖房用炭の増加が加わつたため起つた現象で、その結果米国炭のスポット買いに狂奔することとなつたのは欧州も本邦と同様であつた。欧州には米炭を長期契約で買う慣習が

ないので、米炭手当の難渋さは日本の鉄鋼業の独走的買付に原因があるとして、仏鉄連会長フェリー氏は日本鉄鋼業者は帝国主義者だと放言するほどであつた。しかし昨年後半期の鉄鋼生産削減によつて炭不足の声はどこかに消えてしまつた。一時底をついた炭坑の坑頭貯炭は本年に入つて再び増加に転じ、何か台風一過の感さえする。欧州鉄鋼業の石炭政策は日本のように輸入政策に主体があるのでなく国内政策がむしろ中心であることは今更申すまでもない。表 2 に見るごとく、共同体内の中で量的にも質的にもまた資源的にも粘結炭の主たる給源はルール炭田にある。仏北部の炭田は良質の粘結炭を産するが、採炭条件の悪化のため商業ベースでの採掘はほとんど不可能の状態であり、計画的減産の条件の下で政府の補助金によつて辛うじて採業を行なつており、到底仏鉄鋼業の将来を賄う力はない(ロレーヌの粘結炭は弱粘結炭のみである)。白の炭田と仏北部の炭田と相似た姿を示している。一方、オランダは閉山計画をほとんど完結しており、伊はもともと資源を持たない。そこで共同体諸国の粘結炭の長期の域内自給率はルール炭田の動向如何にかかってくる。このルールの諸炭坑は昨年中政府の要請によつて民営企業としてのルール石炭会社 (Ruhrkohlenge-sellschaft) に統合された。この会社の成立は独における石炭鉄鋼産業間にモンタン (Montan) 産業という独乙語特有の言葉まで産んだ特殊の關係に最終符を打つた点で、大きな歴史的イベントといえる。かくして両者の關係は断切れたが、売買關係は 3 カ年の長期契約という形でそのまま継続されている。しかしこの關係は逆に石炭価格をめぐつて両業界間に鋭い対立關係を招くに至つた。またこの両業界分離の際の炭坑立地ゴークス炉は炭坑側に帰属したので、結果として鉄鋼業は必要とするコークスの 75% を石炭業に依存することになつたのでこれがまた両者の關係を更に複雑なものとしている。そもそも共同体内では石炭の価格は原則的には自由であるが、共同体本部は炭価の安定策として最低価格制度を設け、この水準を主としてノーフォーク積炭炭 (強弱混合したもの) の欧州港湾 CIF 価格に翰寄せして定めている。これが目下のところ 21 \$ である。これは最低価格ではあるが市場では標準価格と見做されやすく、事実上そう考えても間違いはないようである。そこで問題はこの程度の価格で石炭業の採算がとれるかどうかということになる。読者もご承知のごとくルール炭は炭質はよく埋蔵量もまだ豊富であるが、平均的採掘コストが高くこれが更に高くなるのが必至であるところに難問が存する。その上石炭業の經營するコークス炉は以前はドル箱であつたものが、今は天然ガス、石油化成品の普及によ

表2 欧州共同体粘結炭生産の実績および見越し

出所、共同体本部<sup>3)</sup> 単位 1000 Mt

国および炭田別	1968 生産実績		1975 生産見越し	
	総生産	粘結炭生産 <sup>1)</sup>	総生産 <sup>2)</sup>	粘結炭生産
ル　　ー　　ル	95 653	87 102		
ア　　ー　　ン	7 606	1 516		
ロー　　・	2 550	—		
ザ　　ー	11 260	6 752		
西　　独　　計	117 069	95 370	109 000	88 800
キ　　ン	8 485	7 036	5 500	4 600
ベル　　ー	6 324	221	3 500	100
ベル　　ー　　計	14 809	7 252	9 000	4 700
フ　　ン	19 672	10 510	10 000	5 300
フ　　ン	13 827	11 732	11 000	9 300
フ　　ン	8 367	3 814	4 000	1 800
フ　　ン　　計	41 866	26 056	25 000	16 400
イ　　リ　　計	365	—	300	—
オ　　ン	6 865	707	—	—
共　　同　　計	180 974	129 390	143 300	109 900

備考 1) 粘結炭とは国連石炭分類表中VおよびVIに属するものを指す。

2) 小炭坑は控除する。

3) "An Examination of the question of Coal Supply and Production in the Community".

つて石炭副成品の市場価格が低落したため、逆に採算を圧迫する結果となつている。そこで一昨年までは炭価とコークス価の比価は1.3であつたものが昨年中は一挙に1.6に引上げられた。したがつて鉄鋼業の購入するコークスの値段は二重に引上げられることとなつた。炭価は昨年10月68.25DMに引上げられ、更に昨年末は前記長期契約改訂期にきたことを機として、84.5DMへの引上げを鉄鋼界に要求した。鉄鋼界としてはこれを受入れることができず、目下仲裁裁判に持込まれている現況である。石炭業はこの84.5DMの線は現行の政府の財政補助を前提としてコストぎりぎりの線であるとして不退転の決意を示しており、実のところあまり掛け値があるとは考えられないので、結局鉄鋼業界は押切られる可能性が強い。現行の政府（一部共同体本部）補助はいろいろの形で粘結炭t当り平均4～5\$を下らない模様であり、このほか政府は炭坑発電をも援助しているが、目下共同体本部で補助制度の全面的改訂中であるので、詳細はここでは省くこととする。

一方政府は輸入炭に対する数量制限を緩めているのでルールの鉄鋼業として思い切つて輸入炭依存政策に切替えることは可能ではあるが、そのためには自家コークス

炉が著しく不足している上、立地上輸入炭価に域内輸送費貯蔵費などを上積みせねばならぬ。その上輸入炭の主体をなす北米炭 CIF 価格については、極めて不安定要素が大きいことは昨年いやと言うほど味わされている。共同体本部の石炭部長で欧州の石炭問題の権威と言われているシュム(Schumm)博士の見解では、中期的に見て特に大きな変動がない限り欧州の内陸鉄鋼業に対しては、ノーフォーク積北米炭は欧州港湾 CIF で17～18\$以上となると競争力を失うということである。

別言すると前記の如く共同体本部の輸入炭に対する標準値段21\$という水準が妥当でありこれ以下に当分下らないとすれば、ルール鉄鋼業としてはこの際石炭業界と袂を分つことばできないわけである。換言すればルール地域に立地している限り間接に政府の補助政策に頼らざるを得ないわけである。一方、石炭業としても誠に危急存亡の秋に来ていると言える。前述のごとく仏白は計画的閉山計画を持ち好不況に関せずこれを推進しており、大局的には一応問題は解決済みと言える。しかし独では統合会社が成立してこの問題について計画を練ろうという矢先に、石炭不足がはなはだしくなり方針を決定すまいとまがなかつた。しかしこの不足も解消して見る

表 3 共同体コークス粘結炭収支実績および見越し

出所, 共同体本部<sup>5)</sup> 単位 1 000 000 Mt

	生産, 消費, 所要項目	1961	1968	1969 <sup>(1)</sup>	1975 <sup>(2)</sup>
コ 消 ク ス の 生 産 お よ び	コークス炉工場自家消費分	2.4	1.2	1.2	1.0
	鉄鋼業向け <sup>(3)</sup>	49.5	48.9	51.0	56.0 <sup>(4)</sup>
	その他産業向け (発電用を除く)	7.8	6.0	5.9	4.5
	家庭など小口向け	0.3	0.6	0.6	0.5
	上記計	69.3	66.1	67.4	67.0
	輸入量 (共同体外より)	- 0.1	- 0.2	- 0.8	- 0.2
	輸出量 (共同体外へ)	3.7	2.7	2.2	2.0
	以上計	72.9	68.6	68.8	63.8
	貯蔵コークスの変動, 統計上の調整	- 0.5	- 3.4	- 0.3	-
	コークス総生産量	73.4	65.2	68.5	68.8
石 炭 量 所	輸入炭 (共同体外より)	5.8	9.0	11.9	28.8
	域内炭 (共同体内)	91.9	77.0	79.9	63.0
	上記計	97.7	86.0	91.1	91.5

- 備考 (1) 速報統計による  
 (2) 見越し数字  
 (3) 焼結用を含む  
 (4) 52-56 百万 t の見越し数字中上限を表示  
 (5) 表 2 と同じ

と再びこの長期計画に着手せねばならぬこととなつた。そこで計画の大前提として二つの原則を定めこれを鉄鋼業に示し、その出方を待っている現状である。第一には鉄鋼業の必要とする量の粘結炭を供給する用意はあるが長期契約によつてその量を約束しない限り供給の保証はできない。第二には政府の現行の補助の継続を前提としてコストを賄う価格以外では供給できない、ということである。後者についてはすでに 84.5DM という線を出しているか、労賃上昇など将来のコスト・アップはすべて鉄鋼業に転嫁することとなるのは言うまでもない。この原則は当然伝統的にルール炭田のコークスに全面的にまた過半を依存するルール以外の独鉄鋼業、ロレーヌの鉄鋼業、白のシドマル工場、スエーデン鉄鋼業にもおよぼされることとなる。

石炭業がこのような強硬な態度を取るに至つたのは、米国のように新炭坑開発のためには購入者から長期の約束をとりつける必要があるという積極的な意図からではなくむしろ閉山計画を計画的に秩序立つて行ないたいという消極的態度から出ている。この問題については表 3 を参照されたい。この表は前述シム博士の手許で作られたものであるが、1975 年の見越しは共同体の粗鋼生産約 129 百万 t、高炉コークス比を平均 520 kg (1969 年の実績は 590 kg) (ベルリン経済研究所の見越しでは西独のみについて 1970 年実績 555 kg に対し 1974 年 475 kg) と前提しており、また輸入炭は主として臨海製鉄所に向けられるものと予想する。(輸入炭の半分は米炭、他はポーランド炭、ソ連炭など) この表からわかる通り

鉄鋼業のコークス消費量はコークス比の切下げにより総量としては 1961 年以降 75 年まで大きな変動はなく、一方そのほか用途向けは天然ガス、石油によつて切替えられ漸減して行くので、全需要としての粘結炭量は 1969 年と 75 年の間にほとんど差異がない。結果として輸入炭の増加分だけ域内炭に対する需要は減少することになる。この表 3 を表 2 と比較すると、粘結炭は域内では過剰生産となり石炭業としてはこの過剰分を従来と同様価格上の犠牲をかまわず発電用炭に転用し続けるか、思い切つて高コストの炭坑の閉山に踏切るかいずれかを選ばねばならない。

換言すれば石炭業は冶金用炭としては輸入炭と、発電用炭としては石油と絶えず競争関係に立たねばならない。したがつて長期計画をまず冶金用サイドから固めてかかるため、前記の 2 原則の提出となつたわけである。要するに現在起こつている鉄鋼業と石炭業の間の対立抗争関係はただ価格が高い安いという月みな争いではなく両業界ともその長期計画をかけた対立であることを読者が理解して下さつたら幸である。

英国の石炭業も仏、白の石炭業と類似している。強粘結炭の主供給源であつたウェールズ炭田、ダーラム炭田の採掘条件は悪化する一方であり将来のコスト・アップ、価格上昇は不可避である。このため昨年末保守党内閣は戦後はじめて粘結炭の輸入の許可に踏切つた。現状ではまだ輸入炭は割高であるが長期的には英の輸入依存度は漸増することになる。

## 3. 投資傾向と合理化の方向

1963~68年の欧州の鉄鋼業の一般的不況はわれわれの想像以上のものであつたらしい。生産面にはあまり明瞭に現れていないが、会社の経営面には明らかに反映しており、仏、白の主要会社は軒並に無配に転落した。西独は共販会社の設立で辛じて市場秩序を維持したが、投資意欲は極度に低下した。1969年からはこの様相は急激に変わり業界は従来棚上げにしておいた設備計画書の塵を払って一挙に実行に移すという盛況となつた。しかしこの盛況も今年に入つて急にまたブレーキがかけられているようである。この趨勢を統計で示すと表4、表5のようになる。表4の左欄の届出金額とは、共同体条約に基づき鉄鋼業者は主たる設備投資を決定した直後これを共同体本部に届出ることとなつており、その合算総計を示すものである。この届出は必ず実行することを義務づけておらず、また金額の修正、工事予定の変更も自由に行なつてよいものであるが、鉄鋼経営者の設備投資に対する前向き姿勢の度合を示すものとして興味がある。表4に見

るごとく、1961~62年には好況に刺激されて急に投資意欲が向上したが、支出ペースで見ると出費の過半は1963~64年の不況期にずれ込んでいる。これら工事が完了し試運転期を終えて逐次稼働生産能力として現われてきたのが1964~68年の間であり、不況期とほぼ一致する。

これが不況期において欧州諸国の鉄鋼市場対策の足並みが揃わなかつた主原因であると言つても過言ではあるまい。共同体本部はこの事実が1969~70年の傾向と酷似していることを指摘して警告を発しているが、もし本年中に景気が立直らないとすると、この警告通りの事態となるかもしれない。さて表5に現われた各国の投資傾向を見ると1960年代前半の投資で主役を演じているのは伊、仏、白の3カ国で、これはおのおのタラント工場、ダンケルク工場、シドマルエ場（当工場はルクセンブルグのアルベッド社が50数パーセントを、白のコックリル社が20数パーセントを出資しているが、両者共にSociété Generale de Belgique 財団の傘下にある）の建設が主体をなす。オランダはほとんど好不況に関せず高投資を続けており、これはもちろんフーゴオーフェン社の

表4 1956-69 欧州共同体鉄鋼設備投資の趨勢

出所、共同体本部発表 単位 百万計単位（\$）<sup>1)</sup>

歴 年	届 出 金 額 <sup>2)</sup>	実 際 支 出 金 額	歴 年	届 出 金 額	実 際 支 出 金 額
1956	647	569.9	1963	131	1 479.5
57	277	708.2	64	501	1 315.2
58	426	643.6	65	589	932.2
59	503	586.6	66	338	848.1
60	1 808	775.2	67	697	730.2
61	1 371	1 123.0	68	669	822.1
62	553	1 230.4	69	1 848	1 017.1

1) 共同体の共通合計単位は、1 U. S. \$ に相当する

2) 本文参照

3) 1970年については共同体本部推算によれば実際支出金額 1 623.0

" 確報 " 届出金額 4 122.0

上記 1970年確報には仏の Fos 計画が含まれている

表5 1963-68 粗鋼生産 t 当たり鉄鋼設備投資実績

出所、OECD 鉄鋼年報 単位 U. S. \$/Mt

国 別	1963	64	65	66	67	68
西 独	14.3	10.1	8.5	8.3	6.1	5.5
ベ ル ギ ー	22.0	14.5	15.5	16.0	11.0	6.4
フ ラ ン ス	17.9	10.4	8.6	7.5	9.1	12.6
イ タ リ ー	44.0	53.0	19.4	12.2	8.0	7.0
ルクセンブルグ	10.8	7.9	5.6	6.5	3.5	2.8
オ ラ ン ダ	24.0	18.0	11.8	21.0	27.8	35.0
共 同 体 全 部	20.2	15.9	10.8	10.0	8.3	8.3
英 国	9.4	5.9	5.1	4.7	5.6 <sup>1)</sup>	4.5 <sup>1)2)</sup>
日 本	14.1	10.4	11.0	11.3	13.6	17.4
米 国	10.5	13.9	15.2	16.1	18.8	19.9

1) 英国鉄鋼公社のみ

2) 1967年平価切下げあり

3) 合計年度数字

実績でまことに印象的であるが、これに対し英鉄鋼業はこれまた好不況に関せずまことに低調である。(1963年や高いのはスペンサー工場の建設資金のずれ込みと思われる)。私が鉄鋼会社の経理の著しい悪化にもかかわらず、投資を続行できたのは、主として投資資金の約30~40%を政府の低利長期の融資に負っているためである。この事実がユー・エス・スチール社会長ゴット氏をして仏鉄鋼業は社会主義下にあると放言させた原因であるが、結果的に判断してもこの政府援助がなかつたら、仏の鉄鋼業は英のそれのごとく完全に1969~70年の世界的好況という名のバスに乗遅れていたことであろう。ダンケルク工場建設は仏鉄鋼界に進路を示した燈台のようなものであつた。当時の仏鉄鋼連盟会長でありユジノール社社長であつたダミヤン(Damien)氏の先見の明に敬意を表したい。西独は60年代においては欧州諸国の中で投資上の脇役しか演じていながつたが、1969年以降はむしろ主役を演じている感がある。ティッセン社のデュイスブルグーハンボルン(Duisburg-Hamborn)工場、クレオックナー社のブレーメン(Bremen)工場、クルップ社のライハウゼン(Rheinhausen)工場など既存工場がいずれも大投資を続行中である。他国ではフーゴオーフェン社のアイムイデン(Ijmuiden)工場が相変わらずの高投資振りであるほか、仏のヴァンデルーシデロール(Wendel-Sidelor)社を出資者とするサシロール(Sacilor)工場、前記ダンケルク工場がいずれも追加投資を続行中である。英は国営化前後の混乱が曲がりなりにも落ち着いてから漸く近代化投資への方針を定め、ポート・タルボット(Port Talbot)工場の本格的臨海化、転炉化の完成に次いで、ティーズ(Tees)河口工場群、スカンソープ(Scunthorpe)市辺工場群の本格的臨海化、転炉化を実施中である。しかし投資資金の手詰りを反映してか、計画の手直しが多いのか工事の進捗は牛歩遅々たるものがある。伊はタラント工場の追加投資分を除いてはこの所とみに投資意欲を失っているように見える。このほか計画段階にあるものとして仏のヴァンデルーシデロール社を中心とするフォス(Fos)工場(決定)、ホェツシ社とフーゴオーフェン社のロッテルダム工場(未決定)、スペインのサグント(Sagunto)工場(未決定)があり、まだ空中楼阁的段階のものとして英は北西海岸に、伊は南部メッシナ海峡付近に新一貫工場を構想中である。更に想像を逞しくすれば、臨海製鉄所を持たないティッセン社の奥深くで何か未発表の大計画が熟しているかもしれない。上記の計画はいずれも日本式の大艦巨砲主義に強く影響されていることは申すまでもなく、この点で本邦鉄鋼業は世界製鉄鋼業の先駆者となつていると言つて過言ではない。

さて、上記の諸投資実績をその効果面から判断する上において、三つの類型に分けるのが便利である。第一の型は生産増強に主目的のあるもので、アイムイデン工場シドマール工場、タラント工場、オーストリーのVoest社のリンツ工場などがこれに属し、第二の型は生産増強より旧設備の代替としての合理化に主体のあるもので、サシロール工場、アルベット社のエッシ・ベルヴァル(Esch-Belval)工場、ホエッシ社のウェストファーレン(Westphalen)工場などがこれに属し、第三の型は第一、第二の混合型であつて、デュイスブルグーハンボルン工場ダンケルク工場がこの著例で、英国の前記三工場群もこの型に属すと見るべきであろう。ここで注目すべきは第二と第三の型であつて、これは次章で述べる鉄鋼業の企業合同、連繋と密接の関係を持つている。

読者もご承知のごとくこれら合同連繋はいずれも1963~68年の不況期の教訓と、本邦鉄鋼業の発展から得た示唆とを主原因としており、老朽小生産工場を淘汰しつつ大規模生産技術を大幅に取入れることを目的としている。英の国営化の背景は必ずしも上記の目的に添つてはいないが、国営化前に政府に答申されたベンソン報告書は明らかに上記の線に添つたもので、この精神は英鉄鋼公社によつて引継がれている。私はこれら合同連繋を官民合作の半強制的計画経済で行ない、白は官民労間の協議形式(concertation と呼ばれる)で行ない、独は全く私企業の発意だけで行なつている。国柄によつてこのようなアプローチの違いはあるが、合理化のやり方そのものは互に相似ている。さきに述べた第二、第三の合理化の型にも二つの方式の違いが見られる。一つはティッセン社、ユジノール社の例で、中心工場の製鉄、製鋼、分塊(連鑄を含む)部門を拡大近代化して、ここを完成品のみでなく半製品センターとして(半製品は特殊鋼半製品鋼管半製品を含むことが多い)ほかの工場を逐次専門化された単独延工場に再編成していく方式であり、ほかはヴァンデルーシデロール社、アルベット社の例で、製鉄部門では焼結炉は集中近代化するが、高炉は既存のものを用いて溶鉄ソースとし、製鋼以下を近代化された小数工場に集中してほかを逐次淘汰していく方式である。後者は老朽工場が近接地域に散在するロレーヌ・ルクセンブルグ工場群に著しい傾向である。

次に上記の近代化合理化の趨勢を技術的観点に立つて眺めて見よう。製鉄関係では焼結炉高炉の大型化が著しい傾向と言える。焼結では最近稼動に入った日産1万tのロンバ(Rombas)の焼結機が代表的のもので、焼結炉の集中合理化はロレーヌ・ザールに実例が多い。高炉では共同体統計によると域内の鉄鉄生産は1965年は400

基の高炉で 45.4 百万 t であつたが、1969年には 310基の稼働で 88.1 百万 t を出している。筆者の調査では炉径 10 米以上の高炉で現時点で稼働しているものは 3 基 (アイムイデン No 6, ダンケルク No 2, ルール・オルト No 6) であるが、1973 年には更に 6 及至 7 基がこれに加わろう。(ティッセン社シュヴェルゲルン (Schwelgern) プレーメン, ラインハウゼン, タラント, アイムデン, ユジノール) これら近代的高炉は 1100°C 以上の高温送風を行なっている点で進歩が目立ち、コークス比も 400~450 kg で低い。しかし送風率 (Wind rate) が低く炉の生産性の点ではまだ本邦の高炉に比して遜色が大きい。高炉頂圧操業もまだ一般化していない。製鋼関係では酸素転炉化、連鑄化が著しい傾向で、酸素製鋼の生産量は 1965 年の 19.5 百万 t から 70 年には 49.5 百万 t (全製鋼量の 38.8%) に、73 年には 82.6 百万 t (56.3%) に上昇する予定であり、連鑄の生産量は 1969 年の 4.1 百万 t から 73 年には 15.8 百万 t に上昇する見込みである。製鋼の技術水準ではティッセン社の転炉技術がとび抜けて優れているようである。送酸量を大きくして製鋼サイクルを 30 分程度まで切下げている点まことに注目し値する。圧延関係では表 6 に示すごとくストリップ・ミルが依然投資の主位にあるが、新設はプレーメン工場のみでほかは既存設備の拡大強化が主体である。表で見ると共同全体体の圧延実能力で見ると本年がほぼ平鋼と条鋼が相半ばし、今後は前者が後者に超える姿を示している。この表を見て気付くことは線材ミルの近代化が最近脚光を浴びている事実である。これは共同体諸国では線材は対米輸出の主役を演じているがその顧客の要請により大コイル製品への移行が必須となつてきたためと見られる。

以上欧州の投資傾向と合理化の進展を概説したが、筆者として特に強調しておきたいことは、欧州大陸においてはこの合理化対策が日本のような進捗は持っていない

にしても、極めて着実にかつ整々に行なわれている事実である。綿密な計画に基づいて社会的な悪影響を避けつつ老朽工場の整理淘汰を進めているその経営態度はまことに敬意に値し、そこに更生のいぶきさえ感じられる。しかし何と言つてもこれら合理化対策はある程度長期にわたらざるを得ない。したがって急速な本邦鉄鋼業の発展とその論理的必然性とも言うべき本邦の対欧攻勢の予測を前にして、これら諸国の鉄鋼業者が深甚な恐怖感を持つていることもわれわれとしては理解しておくべきことであろう。「日本の鉄鋼業者よ、ここ暫くはお手柔かに願いたい」というのが彼らの真の声であろう。この欧州大陸諸国の合理化の推進テンポに比べて、英国鉄鋼業の合理化はまことに靴下搔痒の感がある。現時点で見ると欧州と英の合理化の程度の相違はまだ明らかではないが、数年後にはその相違は誰の目にも明らかになつてこよう。地域的利害関係、地域化された工場群間の反目嫉視、政治の介入、重工業界の地盤沈下等々が老朽工場の淘汰を遅らせ、投資を分散させていることはまことに嘆かわしい次第である。政府も業界も恐るべき蛮勇を振う肚を固めない限り、今の地すべりの現象を止めるすべはないであろう。

#### 4. 企業合同連繋の進展

前述のごとく 1960 年代は欧州鉄鋼業界の企業集中が著しく進んだ年であり、しかもこの傾向は 60 年代の後半に加速された感がある。これらの企業集中の分析に入る前にまず合同連繋の実例を挙げて見よう。

一般鉄鋼業としては

ティッセン社のオーバーハウゼン (Oberhausen) 社の吸収合併

ティッセン社とマンネス・マン社の非鋼管部門の合併クォェツ社とフーゴオーフェン社間提携強化

ザルツギッター社とイルセデ・パイネ社の合同 (パイ

表 6 欧州共同体圧延能力の推移と見越し

出所、共同体本部発表 単位 1000 000 Mt

最終圧延品目	1969 生産能力	年率能力成長	1973 生産能力
大中小形条鋼	36.0	+2.2%	39.3
線材	10.1	+5.2	12.4
条鋼計	46.1	+2.9	51.7
フープ (鋼管材を含む)	8.5	+1.7	9.1
厚板 (5 mm 超)	15.4	+3.5	17.7
熱間薄板 (3 mm 未満)	1.0	-0.3	0.0
冷間薄板 (3 mm 未満)	21.6	+8.0	29.5
平鋼計	46.5	+5.3	57.2
総計	92.6	+4.1	108.9



ネ・ザルツギッター社となる)  
 クレオックナー社とマクシミリアン(Mamximillian)社の提携  
 ティッセン社とオランダのカーベルファブリク(Kabel fabriek)社の提携  
 ユジノール社のロレーヌ・エスコア社の吸収合併  
 ドゥ・ヴァンデル社, シデロール社, モーゼレヌ(Mosellaine)社の合同(ヴンデルーシデロール社となる)  
 コックリルウーグレープロビダンス社とエスペランスーロンド社の合同(コックリル社となる)  
 コックリル社のフェニックス社の支配権獲得(これにより全リージュ市鉄鋼工場群は単一経営下におかれた)  
 エノー・サンプル(Hainaut-Samble)社の仏のシャティヨン・ネブメーゾン社(Chatillon-Neuve Maison)支配権獲得  
 アルベッド社の在ザール, ブルバッハ(Burbach)工場と在ザール, レヒリング(Loechling)社間の合同の決定  
 フィンシダー社のピオンビノ(Pionbino)工場に対するフィアット(Fiat)社の経営移譲交渉  
 特殊鋼業では仏の二大特殊鋼会社であつた. クルーゾー社(SFAC)とロワール社(CAFL)の合同(クルーゾー・ロワール社となる)  
 ただし両者の重機械部門は別に合同してSECIM社となる.  
 ユジヌ社(Ugine)のアルヴァール社などの吸収合併  
 ポンペイ(Pompey)社の倒産と特殊鋼各社の共同経営

独では三大特殊鋼会社の二つであるヴィッテン社(Witten)とジュード・ウェストファーレン社(Südwestphalen)の合同への胎動

英では英鉄鋼公社の民営ステンス部門(主としてブラウンヴィッカーズ財団)吸収への意図(ただし保守党の民営還元政策によつて逆になる可能性もある)

スウェーデン特殊鋼界の製品専門化契約  
 鋼管業では

仏のヴァルレック社(Vallourec)(ユジノール社系列)によるロレーヌ・エスコア社の鋼管部門の吸収, 在白チューブ・ドラ・ミューズ(Tubes de la Meuse)社のコックリル社の共同支配権の獲得, また白のチューブ・ド・ハーレン(Tubes de Haren)社およびチューブ・ド・ニミイ(Tubes de Nimy)の吸収(上記によりヴァルレック社は白の鋼管業のほとんど全部と仏の大部分を支配下におさめた)

独では前述ティッセン社とマンネスマン社の鋼管部門の合同独立(マンネスマン鋼管社となる)(これにより独の鋼管の大部分は一会社に統合された)

これら実例を注意して見るといくつかの特色を挙げる事ができる. まず企業集中の結果を見ると, 表7に示すごとくチッセン, ユジノール, ヴンデルーシデロール, コックリル, パイナーザルギッターの四社が合同企業体として大きな地位を占めるに至つたことがわかる. ほかの表の各社の生産を表1の国別生産量と比較すれば, 欧州鉄鋼業の寡占度が著しく向上したことが判明しよう.

表の中で同一財団傘下にあるアルベッド社とコックリル社およびシドマル社(ソシエテジェネラル財団), 資本提携下にあるフーゴオフエン社とホェッシン社をおの合算して見ると寡占度はさらに高くなる. このよう

表7 欧州主要鉄鋼会社の1669-70の粗鋼生産量(年産2000000Mt以上)

出所, IISI 速報(1971-Feb) 単位1000Mt

会社名称	粗鋼生産		会社名称	粗鋼生産	
	1969	1970		1969	1970
British Steel Corp. (英)	24 372*	25 662*	Cockrill (白)	5 573****	6 174
August-Thyssen (独)	12 469**	12 273**	Hoogovens (オランダ)	4 305	4 625
FINSIDER (伊)	9 443	9 680	Peine-Salzgitter (独)	4 435*****	4 375
Wendel-Sidelon (仏)	6 083***	8 200	Krupp (独)	4 408	4 203
USINOR (仏)	7 509	8 014	Kleockner (独)	3 438	3 434
Hoesch (独)	6 780	6 683	VOEST (オーストリー)	2 275	2 371
ARBED (ルクセンブルグ)	6 219	6 184	ENSIDESA (スペイン)	1 731	2 174

備考 1. IISI 速報の Net Ton ベース, BSC の Long Ton ベースはメートル単位に換算  
 2. \* 印, 新聞情報  
 3. \*\* 印, Oberhausen 社生産分を含む  
 4. \*\*\* 印, Sollac 社, Socilor 社生産分中の Wendel-Sidelon 社の占有分を含まず, ただし 1970 の数字はこれを含む  
 5. \*\*\*\* 印, 1969 年数字には Esperance-Longdoz 社の生産を含まず, 1970 はこれを含む  
 6. \*\*\*\*\* 印, 1969 年は Salzgitter 社のみ, 1970 は Salzgitter, Ilsede Hütte 両社分を合算  
 7. SIDMAR 社(白)の1969年は1825. 1970年は不明(2000に達しなかつたものと考えられる)

な強化された寡占形態が鉄鋼経済にどのような意味を持つかはここで特に説明の必要はないと思われる。

次に前記の実例を見て感じられることは、企業集中が特殊鋼業と鋼管業に著しく、特に後者については合同体であるマンネスマン社、ヴァールレック社フィシダー社傘下のダルミネ社、英鉄鋼公社の鋼管部門の四社が欧州の高級鋼管の市場をほとんど完全に寡占するに至っている。次に企業集中を資本系列の面から見ると、合同連繋が同一資本系列内だけでなく、従来はある程度対立関係にあつた財団間で行なわれていることが判明する。独ではマクシミリアン社とヴッテン社はフック財団に属すが、この二社の他系列の会社との連繋はむしろフック財団が逐次鉄鋼界から手を引く徴候と見られている。この点ではロレーヌ鉄鋼業の背後にある大財団としてのポントムソン(Pont à Mousson)社がヴァンデン・シデロール合同の機に鉄鋼界からその資本を引揚げたことが注目される。財団間のギブ・アンド・テークの例は、白、ルクセンブルグ間で特に多い。旧シデロール社はフィルミニエー・マリヌ財団に、モーゼレヌ社はシュナイダー財団に属したが、ド・ヴァンデン財団と共にヴァンデルシデロール社として合同したし、ロワール社はフィルミニエー・マリヌ財団に、クルゾー社はシュナイダー財団に属したが、これも一社に合同した。また、白にまたがる著名な国際財団としてパリ・ペイバ(Paris et Pays-Bas)銀行があるが、これは傘下の白のエノー・ソンプル社を通じてシャション・ネブメーゾン社を手入に収めて線材部門を強化する一方、鋼管部門である白のミューズ鋼管社はユジノール社と同様ドナン・ノル・エスト・ロンワイ(Denain-Nord-Est-Longwy)財団に属するヴァールレック社に、薄板部門である白のフェニックス社はソシエテ・ジェネラル財団に属するコックリル社に譲渡している。またザール地域唯一の資本的に独立した会社であるレヒリング社も前記のごとくソシエテ・ジェネラル財団傘下のアルベッド社に依存する形となつた。なおほかの在ザールの鉄鋼会社であるデリンゲン(Dillingen)社は以前より白のフィルミニエー・マリヌ財団に属しており、この点よりヴァンデル・シデロール社系列と見てさしつかえないであろう。白にはこのほか特殊鋼界の雄としてユジヌ社(Ugine)財団が存する。以上の例を見てわかるごとく鉄鋼業自体の企業集中の背後で、従来これを支えてきた財団の鉄鋼持株の運営にも一種の戦線整理が進行中である。かくして財団の持株による多角的な鉄鋼業の支配は単純化され、かつ集中化される過程にあり多分今世紀中には事実上生産会社と同一体化して持株会社としての性格を解消していくのではないかと思われる。

すでにユジノール社とこの持株会社であるドナン財団の間にはこの傾向が明らかに観取される。したがつて一時米国で流行したコングロメレート企業形態は欧州大陸では鉄鋼業に関する限り成功の可能性はほとんどないと思われる。

## 5. 小規模鉄鋼業に関する諸問題

前章に述べたごとく企業集中による大規模生産が欧州鉄鋼界の主たる趨勢であることについては誰も異論はないが、一方きわめて注目すべき傾向としてミニミル(Mini-mill)の問題を無視することはできない。ミニミルとは平たく言つて日本で単独普通鋼電炉工場と呼んでいる業態とほぼ同一である。欧州でも北伊のプレシャ市付近にこの種の工場が数多く存しておりスペインにもカタロニヤ地方に多い。また米国にも戦後この種の工場が相当増加しているの、ミニミルと言つても特に新しい企業形態ではない。それならなぜこのミニミルが世間の注目を集めだしているかと言うと、これは新星のごとく現われた独の若き鉄鋼企業者であるウィリー・コルフ氏(Willy Korf)の華々しい活躍による。コルフ氏は線引業者としてスタートしたが数年前ライン河畔でストラスブルグ市の対岸にあるケール市に単独電炉工場を建設した。工場はウルトラ・ハイ電圧の電炉、950 t 2基、連鑄機4連、小棒と線材圧延機2機からなるもので現在その粗鋼生産能力は年産約40万tでレイアウトはきわめてコンパクトであり原料はすべて市場屑である。彼はこの工場で主としてコンクリート用丸棒を造り独の4つの共販会社の定める価格を常に下廻る価格で市場を席捲した。独鉄連はコルフ氏に対しあるときは懐柔であるときは市場斗争で彼を鉄連の秩序に従わせようとしたが、ついに彼は鉄連にも共販組織にも加入せず一匹狼のままで今日に到っている。丁度この斗争が続行している頃、欧州ではミニ・スカートが大流行となつていたため、ミニミルという言葉が産れ、コルフ氏はそのシンボルとなつた。コルフ氏がケール市に立地を決定したのは4つの要因による。第一はケール市はルール地域とロレーヌ地域の中間にあつて両地区から離れており一種の鉄鋼真空地帯であつたこと、第二に地方政府が工業の導入に熱心であつたこと、第三に州政府経営の水力発電所の電力が過剰気味で電力を安価に入手する契約ができたこと、第四にライン河によつて屑鉄の集荷が機動的に行なえることのものである。コルフ氏はケール工場の成功に力を得て、上記四つの要件を備えた地域を求めて、独ではハンブルグ市に、米では南カロライナ州ジョージタウン市に好適な立地を獲得した。この二市に建設した工場はケール工場

とほとんど同一のレイアウト、同一の設備である。つまり彼のやり口は立地に合うように工場内容を決定するのではなく、彼が理想的と考える工場内容をまず決定してこれが経済的にも技術的にも適合する立地を求めるという逆な方式である。しかし真に鉄鋼界の耳目を聳動したのは、後発二工場に対し臨海製鉄所のアイディアと天然ガス利用による直接還元法をつけ加えたことである。後者については米のミッド・アンド・ロス社と提携し、同社はコルフ氏の工場に隣接して還元工場を造り、還元ペレットをコルフ氏に長期契約で売渡すという合弁方式をとった。言うなればミニミルと直接還元法の結婚である。この構想は正直なところ決して新しいものではなく、ニュージーランド南阿ではすでに採用されているものであるが、高度に鉄鋼業の発達した国でこれを決行した所にコルフ氏が Mr. Mini-mill と呼ばれるゆえんがある。現在上記両工場は電炉以下は完成して操業に入っているが還元工場はまだ建設中で果たして氏の新構想が成功であるかどうかは判明しない。氏は最近ミッドランド社と共同でコルフ式工場の建設設計などを請負う会社を設立し自信満々で行動していると見えたが、数日前のヘラルド・トリビューン紙の報道によると、ジョージタウン市の工場は労働関係と公害問題で経営上の行詰りに来ている由である。したがって今後のコルフ氏の活動がどういう方向を取るかは予断を許さない。しかしこのコルフ構想は世界の鉄鋼業から意外の反響を呼んでいる。直接還元法支持者がコルフ氏の構想に双手を上げて賛意を表していることは驚くに値しないが、英鉄鋼公社のカートライト理事は小型条鋼の分野ではこのミニ・ミルが将来生産の主流となるだろうとの予想を述べており、事害公社は大規模のパイロットプラント実験を行なっている模様である。また独のチッセン社はブラジルでこの種ミニミルを2カ所に建設することを決定した由である。一方英では屑鉄法によるミニ・ミルをテムズ河口シェピー島 (Sheppey) に建設中である。これは民営会社たるシールネス (Sheerness) 鉄鋼会社の出資によるものであるが、この会社はカナダの Co-Steel-International of Canada の支配下にあり、更にその背後では米の大銀行であるチェース・ナショナル銀行が協力している所を見ると、単なる単独電炉工場ではなく、もつと根の深いものではなかろうかと感じられる。なお仏でもパリ市近郊で相似たミニ・ミルが計画されており、一方独のババリア地方にも相似た計画が進んでいる由である。これらの計画が当初のねらい通り成功を収めることになれば、このミニ・ミルはミニ・スカートの如く世界的に大流行となるかもしれない。しかしこれについては考慮すべき二つの事柄が

ある。第一は屑鉄に関してであるが、ミニ・ミルは連鋸ピレットによる条鋼生産を主体としているので自家発生屑はきわめて少量になると見ねばならぬ。還元ペレットを用いるにしても原料の少なくとも30%は屑鉄を必要とする。したがってミニミルの生産量がある限度を超えると欧州の屑鉄の自給自足体制が構造的に変わるかもしれない。次にコルフ氏構想の秘訣は条件に適合した立地を見つけ出すことに存しており、この点でかなり制肘がある。特に天然ガスと電力を安く入手できるという地域はどこにもあるわけではなく、また輸送費の関係で鉄鋼生産中心地域に比し鋼材供給上著しく有利な立地を見出すことも必ずしも容易ではない。たとえば本邦のように海運依存度の高い国ではなかなか困難な条件と言える。また使用する電炉がウルトラ・ハイ電圧のものである場合は、給電がきわめてリジッドな送電グリッドに結ばれていねばならない。これは大電力使用地帯が近辺に存することを前提とするので、いわゆる低開発地域に対しては一つの制限要因となろう。

## 6. 社会的諸問題

米国で始まった公害問題論争は昨年後半頃から欧州にも上陸し、社会問題というより政治問題化しつつある。まだ米国ほど激化してはいないが、時と共にこれは喧しくなつてこよう。もちろん与党が野党の動きを先制して封じようという政治的意図が強く動いていることは事実であるが、やはり生活の質ということが真剣に考えられるような経済上の余裕が出来たことが何と言つても大きな背景となつている。

しかし欧州ではラインウェストファリヤ州ロッテルダム市のようにすでに公害立法でかなり進んでいる所もあり、また水公害については一般に相当管理が行なわれているので公害問題と言つても急に降つて湧いたような問題とは言えない。しかし鉄鋼業については独のライン地域、ザール地域、白のリージュ・シャルロワ地域、北伊の大都会地域を別にすると、大都会地外に製鉄中心地が存する場合が多い。一方上記大都会地域の製鉄業にはその工場立地そのものが価値を失いかけている所が多く、したがって市民は公害より工場が他の有利な立地に移っていくことをより恐れている場合も少なくない。したがって鉄鋼業界と地方自治体との関係は極めて微妙であつて、中央政府としても立法に当たっては慎重な態度を取らざるを得ない立場にある。既に中央政府として総合的立法に着手しているのは西独のみであるが、他国も何らかの形で立法に着手することにはなるだろう\*。この種の

\* この点では ST/ECE/Steel/32, Jan. 1971 の Annex がよい参考となる。

問題では欧州共同体本部が真先に何らかの積極的態に出るべき所であるが、意外なことには公害立法は各国別に行なうべきだとして今のところほとんど何も積極的な手を打っていない。これは多分火中の栗を拾って産業界の不満の捨所となりたくないと言う自衛本能の現われであろう。公害対策として鉄鋼界の最後までアキレス腱となるのはコークス炉と焼結炉であるという見方は欧州でも本邦と同様である。したがって老朽コークス炉の多いルール地域、ザール地域は将来相当苦しい立場に立つであろう。一方老朽焼結工場、ペッセマー転炉、平炉については公害対策上鉄鋼界はその閉鎖計画を早めねばならぬ事態となるかもしれない。欧州諸国の中で仏、白の鉄鋼業界が公害問題に対し比較的冷淡であるのは、このような老朽工場を数多く持つている上閉鎖に伴う社会問題、経理問題を急速に解決しがたいことによつて、この点は政府も暗黙に認めているようである。しかし米国では目下ベスレヘム社が老朽したラカワナ工場の公害問題で窮地に陥つて、同じような情勢はやがて仏、白にも訪れるであろう。何事にもスロー・アンド・ステディを旨とする仏白人気質からしても、もう少し静かにしておいて呉れというのが鉄鋼業者の偽わらざる肚であろう。最近になつて特に注意すべき傾向としては、米国がそのきびしい公害防止立法を国際化しようという明かな動きがある。この事自体はある意味で自然の成行きかもしれないが、欧州人の多くはこの動向は米国産業界が自国内で公害対策のため当然起こるコスト・アップが対外的に競争力の低下とならないよう、同一のコスト・アップを他の競争国にも起こさせようという策動だと解釈している。欧州共同体本部もこのような解釈に立つてこの

米国の国際的動向を白眼視していることをここにお伝えしておきたい。

さて、社会問題に触れた以上当然ここに労働問題をも取上げて論ずべきであるが、筆者は書き出しては見たが結局は筆を投ぜざるを得なかつた。この問題は事程左様に複雑でありまた見透し難い。もちろん労働問題と言っても労働力に関する問題はある程度分析的アプローチが用いられるであろう。しかし現在欧米で起こつている労働問題は労働力の需給関係とはまた異なつた次元に立つていられるように思われる。失業率と労賃ベースが同時に上昇するという現象は過去にもあつたが、昨今ほど明らかな傾向として現われたことはなかつた。問題の根はどうももつと深い所にあるようである。あえて言うならば、労働者が自己の置かれている社会的立場に対する莫然とした盲目的とも言える不満さらには怒りというもの、いろいろの形で争議として現われてきているのではなからうか。米英、仏、白のおの争議としての現われ方にはその国の伝統、慣習、国民性、社会環境によつて相違があるが、根となつている何物かは同一ではなからうか。もしそうであるとすれば、現今の労働争議は学園の争議、マイノリティ (minority) の争議と一脈も二脈も相通ずるものがあると言える。そしてこの問題を追及していくと、結局知情意未分の裸の人間像というものと対面することとなるのではなからうか。このような適確に把握できない不満、怒りと「法と秩序」とをどのように和解させるかの探求から新しい民主主義、新しい資本主義が生まれてくるのかもしれない。またそうであることを筆者は願つている。